

ビックカメラ高崎ジュニア運用規約

本規約は、ビックカメラ高崎ジュニア（以下、当クラブという）、及びそれに付随する活動に参加する際の規約を定め入部者並びに保護者（親権者、以下省略）の同意を確認するものです。

(1)入部資格

当クラブへの入部は、心身ともに健康な各競技の参加要件を満たし、本規約、利用施設のルールを遵守できると当クラブが判断した者となります。

(2)入部方法

申込時に、本規約・プライバシーポリシーに同意することを原則とします。

入部届の提出をもって、正式入部となります。

(3)部費

入部者は、別に定める部費を別途定める方法で、指定の期日迄に支払わなければなりません。

なお、大会参加などにより、別途、宿泊費・交通費等を徴収する場合があります。

活動報告については、年度終了後、監査を行った上で報告するものとします。

(4)リスク

当クラブでは、試合・練習において、怪我のリスクを伴うことを入部者・保護者ともに理解していただくものとします。

また、天候状況等により、開催の中止や練習場所の変更などの対応を行う場合があります。

(5)健康

入部者は、健康状態や活動に不安が生じたとき、また、体調の異変や身の危険を感じたときは、練習前に必ず指導者・スタッフに申告・相談しなければなりません。

指導者・スタッフは、入部者からの申告・相談がない場合においても明らかな体調不良を認めた場合には、参加中止を命ずることが出来るものとします。

(6)安全

指導者・スタッフは、入部者が練習・試合中に受傷した場合、適切な応急処置ならびに救急車の手配やクリニックへの搬送を実施し、保護者へ速やかな連絡を行うものとします。

入部者が怪我などにより一人で帰宅することが困難な場合、入部者の保護者、または保護者が委任した代理の者が必ず迎えに来なければなりません。

入部者は、指導者の指示を厳守しなければなりません。

指導者は、入部者が指示に従わず、他の会員に迷惑を被る行為を行った場合には、参加の中止を命ずることが出来ます。

また、入部者が怪我等を負っている場合、指導者やスタッフが練習の各セッションに参加できないと判断した場合においては、その指示に入部者は従うものとします。

保護者は、第三者に損害を生じさせた場合、連帯して責任を負うものとします。ただし、指導者・スタッフの指示に適切に従い、損害を発生させた場合はこの限りではありません。

(7)保険

入部者は、当クラブを通して財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していただきます。障害や事故の場合における補償は、加入する保険の約款の範囲内となります。

当クラブにて受傷した場合、当日以降の通院、入院にかかる交通費や通院の際の引率は、各家庭で責任をもって行うものとし、当クラブは責任を負わないものとします。

当クラブでの活動外で怪我をした場合は、本保険適用外とします。

なお、当保険以外の任意保険加入については、当クラブでは関与いたしません。

【公益財団法人 スポーツ安全協会】

<https://www.sportsanzen.org/hoken/>

(8)免責

当クラブの活動中、及び移動中における事故、怪我、盗難、傷害、またその他の事故については、財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険の範囲内で賠償をうけられるものとし、入部者とその保護者は当クラブに何らかの損害賠償を求めないものとします。

また、活動に際して、貴重品などの管理は各個人の責任とし、当クラブでは一切の責任は負いません。

(9)広報・宣伝物への写真の利用

当クラブでの活動時には写真撮影を行い、適宜、宣伝・広報物にて利用することがあります。

写真の一般公開を望まない場合は、必ず事前に当クラブへ申告するものとします。

(10)肖像権

当クラブまたはそれに付随する活動を通して撮影、録音、制作された素材の全てについて、著作権・肖像権は当団体に帰属するものとします。

(11)届出事項の変更

入部者は、当クラブに届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合、遅滞なく当クラブに届け出るものとします。

なお、届け出がないために当クラブからの通知、または送付書類、その他のものが延着、または到着しなかった場合については、通常期日に到着をしたものとみなし、当クラブは一切責任を負わないものとします。

(12)活動の開催中止

特別警報を筆頭とした各種警報が発生するなどの悪天候が予想される場合や、その他の流行性の感染症などの恐れがある場合、活動を中止することがあります。

(13)退会

入部者が退会を希望する場合は、その旨を書面（または電子メールなど記録が残るもの）で届け出るものとします。なお、いかなる理由においても、月謝は返金出来ないものとします。

(14) 休会

入院を必要とする怪我・病気、やむを得ない事情で一定期間の休会を希望される場合は、状況に応じて可能な限り対応するものとします。

なお、本活動外で怪我をした場合においても、当クラブでの怪我のリハビリ指導を受けられるものとします。

(15) 除名

入部者及びその保護者が次の事項に該当するとき、当団体は入部者を除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき、また違反したと当クラブが判断したとき。
2. 入部者が指導者・スタッフの真剣な指導にもかかわらず、幾度となく定められたルールを守れないとき。
3. 当クラブの名誉と品格を著しく毀損したとき。

(16) 規約の変更

本規約は当クラブが必要とした場合、適宜変更が出来るものとします。

規約を変更する際に重要事項の変更が伴う場合は、事前に保護者の方へ書面をもって説明にあたるものとします。

(17) 閉鎖

当クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他の当団体の存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に閉鎖することができるものとします。

当規約は、2024年7月1日より発効いたします。